

令和7年度障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人北方領土問題対策協会

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下、「協会」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別について、調達を推進する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

協会においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

（1） 調達方針の適用範囲

調達方針は、協会内の東京事務局及び札幌事務所に適用する。なお、調達担当者は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2） 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を準用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者等就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（3） 調達の推進

協会において使用される物品等については、障害者等就労施設等からの調達を促進するため、例えば障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

（4） 調達実績の取りまとめ及び公表の方法

- ① 総務課は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品の調達実績を取りまとめる。
- ② 総務課は、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに協会ホームページに公表するとともに、主務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。